

# 富里市シルバー人材センター事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第84号)

改正	平成22年1月26日告示第11号	平成23年3月29日告示第38号
	平成25年3月25日告示第53号	平成25年4月1日告示第78号
	平成28年3月29日告示第50号	平成29年4月1日告示第49号
	平成30年3月14日告示第27号	平成31年3月18日告示第58号
	令和4年3月18日告示第34号	令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、定年退職者等の高年齢者の就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、公益社団法人富里市シルバー人材センター(以下「センター」という。)とする。

(交付)

第3条 センターが行う事業に要する経費に対し、富里市補助金等交付規則(平成19年規則第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費及び補助金額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 センターは、規則第5条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、補助金等交付申請書を補助事業の着手日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第8条の規定による補助金等交付決定通知書をセンターに通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 センターは、補助金の交付決定後、規則第14条の規定により、補助事業等に変更が生じたときは、速やかに補助事業等変更・中止(廃止)承認申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 センターは、規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、当該年度終了後1か月以内に補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第9条 市長は、前条の報告を受けて補助金の額を確定したときは、規則第16条の規定による補助金等交付確定通知書により、センターに通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 センターは、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 センターは、規則第19条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払（前金払）等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(富里市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱の廃止)

3 富里市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱（平成10年4月20日告示第36号）は、廃止する。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日告示第38号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第78号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第50号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第49号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日告示第27号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日告示第58号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	補助対象経費	補助金額等
事業費	給料手当 臨時雇賃金 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 委託費 訓練委託費 支払手数料	補助対象経費総額の2分の1以内とし、1,000万円を上限とする。
管理費	給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 賃借料 保険料 租税公課 委託費 支払手数料	